

# 令和7年度後継者育成事業

## 実施要領

### 【目的】

14～15世紀にかけて発生した絣が日本各地へ伝播されつつ現代に引き継がれ南風原町において脈々と生き続けている琉球絣・南風原花織は南風原町にとって唯一の伝統的工芸品、地域特産品である。しかしながら当工芸品に携わる従事者の高齢化が著しく後継者の減少に至っている。歴史と風土が生んだ貴重な財産である琉球絣が将来にわたって維持されるべきものであり本事業の役割が極めて重要である。後継者育成事業を実施することで後継者の安定確保、技術・技法の継承を図り伝統的工芸品産業のみならず、我が国の伝統文化の発展に貢献することを目的とする。

【実施体制】 本事業は国、県、町、絣組合の支援のもとで実施する。

【講師の選任】 講師は原則として伝統工芸士の他、工芸品の制作に従事する者としその中から理事長で決定

【実施期間】 令和7年7月1日～令和8年2月中旬  
(変更等有り。土・日・祝日は休み)

【研修時間】 平日 午前10時～午後4時

【実施内容】 織りを中心とした琉球絣の技術、技法等の基礎的研修

【定員】 3名

【受講者資格】 県内在住とし年齢は問わない

【選考方法】 受講資格を有する者で面接を以て理事長で決定

【実施に係る経費等の内容】 別紙

【その他】 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めることとする。